世田谷区公示送達第８８号

国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号）第７８条の規定により下記書類を送達しようとしたが、その住所、居所ともに不明のため送達できないので、同条の規定に基づき公示する。

なお、下記書類はこれを保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

交　付　場　所　　世田谷区保健福祉政策部保険料収納課

令和８年１１月６日

世田谷区長　保　坂　展　人

記

| 番号 | 送達すべき書類（文書番号） | 送達を受けるべき者 | |
|---|---|---|---|
| | | 記号番号 | 氏名 |
| １ | 国民健康保険法第７９条の２及び地方自治法第２３１条の３第３項による地方税法の規定に基づく通知（８世保収処第３４９８号） | ６６－８１１９－０１ | 海道　元 |